

しまね学生インターンシップ等応援助成金

よくある質問集

(R6.4.1版)

■助成要件(助成金対象者など)

Q1: 助成を受けることができる者の要件は?

A1: しまね就職活動等応援助成金交付要綱第2条第2号に規定する大学生等(Q2参照)が、卒業前年度の9月末までに、しまね学生インターンシップ、しまね短期仕事体験(以下、「しまね学生インターンシップ等」という。)に参加し、片道の交通費が3,000円以上かかった場合に限り助成を受けることが可能です。

なお、「しまね登録」に登録している方に限ります。

Q2: どの学校の学生が対象となるか?

A2: 学校教育法による大学(院含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校の学生、職業能力開発促進法による職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校の学生、各都道府県条例等に基づき設置する農業大学校、林業大学校その他これらに相当するものとして財団が認めるもの(島根県においては島根県立農林大学校)(研修課程は除く)の学生、が対象となります。

Q3: 対象者は島根県出身者のみか?

A3: 助成要件に合致すれば、島根県出身者かどうかは問いません。

Q4: しまね登録とは?

A4: (公財)ふるさと島根定住財団が運営する登録制度であり、登録内容に応じて島根県内での就職活動に役立つ情報や、就職活動に関するお悩み相談窓口情報などをメールやLINEで受け取ることができます。また、しまねの暮らしや出身地のタウン情報などもお届けしますので、社会人になっても役に立つ情報収集のツールとしてご利用ください。

Q5: しまね登録に事前登録が必須か?

A5: 本助成は、「しまね登録」に登録した学生が対象です。

「しまね登録」が未登録の方は、登録後に交付申請してください。

Q6: 居住地とは?

A6: 居住地とは、住民票の所在の有無ではなく、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所をいいます(県外出身の方が県内大学に通うために県内市町村に居住する場合は、県内市町村が居住地となります。)

Q7: 対象期間は?

A7: 卒業前年度の9月末までのしまね学生インターンシップ等に参加する場合が対象です。

ただし、助成金の申請額が予算額に達した場合は、その時点で受付終了となります。

Q 8 : 本社が県外にある企業でも対象となるか？

A 8 : 本社が県外であっても、県内に事業所等があり、しまね学生インターンシップ等の実施場所が島根県内の場合は対象となります。

■助成経費について

Q 1 : 助成の内容は？

A 1 : 居住地～県内目的地等(経路地含む)までの交通費(片道3,000円以上)と宿泊費(しまね学生インターンシップ等の日及びその前日に係る宿泊で、上限9,800円/1泊とし、上限は10泊)の全額を助成します。なお、助成金額の上限は対象期間内で60,000円です。助成金額の算定は税込額で行います。

実習期間中の滞在地(実家・ホテル等)から実習地までの日々の交通費は対象となりません。宿泊費のみの申請はできません。

Q 2 : 交通費の内容は？

A 2 : 交通費としては、鉄道、航空機、高速バス、船舶等の公共交通機関(タクシーを除く)の料金が対象となります。従って、自家用車やレンタカーでの移動経費(高速料金やガソリン代等)や旅行会社等へ旅券を依頼した場合の手数料は対象外です。

実習期間中の滞在地(実家・ホテル等)から実習地までの日々の交通費は対象となりません。

Q 3 : 居住地と県内目的地までの往復経路は最短経路でない対象とならないか？

A 3 : 必ずしも最短経路など特定の経路には限定しませんが、県内でのしまね学生インターンシップ等への参加を目的とする移動という観点から一般的に考えられる適切な経路を選択してください。

Q 4 : 交通費の助成経費の対象となる経路地とは？

A 4 : 学生の実家等を想定しています。ただし、県内でのしまね学生インターンシップ等への参加を目的とする移動という観点から適切ではないと一般的に考えられる経路地(公共交通機関がない等の合理的な理由がないにもかかわらず県内目的地とは反対の方角の経路地など)である場合は、対象外となります。

Q 5 : 県内でしまね学生インターンシップ等に参加をした後に、他県の経路地で就職活動等をした場合の交通費は？

A 5 : 他県の経路地がQ3により対象となる場合であっても、他県の経路地から居住地までの移動は他県での就職活動等のための移動となるため、対象外となります。

Q 6 : 高速バスだと片道3,000円を下回る県外居住地から、鉄道等を利用して片道3,000円を超える場合は対象となるか？

A 6 : 対象となります。

Q 7 : 往復の交通費が対象だが、往路のみ又は復路のみでも申請可能か？

A 7 : 往路のみ、復路のみでも申請は可能です。この場合、片道分にかかった交通費の実費が助成金額となります。

Q8：宿泊費の内容は？

A8：しまね学生インターンシップ等への参加のために必要となる宿泊施設（ホテル、旅館等）の料金が対象です。宿泊費に食卓料（食事代）が含まれている場合は食卓料も対象となりますが、1泊あたり税込9,800円までが上限額となり、上限額を超える場合は、税込9,800円が助成金額となります。宿泊費に含まれない飲物代、追加料理代、駐車場代、延長料等は対象外です。

なお、素泊まりの場合、食卓料の加算はできません。

原則として、しまね学生インターンシップ等の日及びその前日に係るものを対象とします。宿泊費のみの申請はできません。

Q9：同一の宿泊施設で数日間宿泊する場合で、曜日によって宿泊費が異なる場合の助成金額は？

A9：宿泊費の合計で上限額を判断し、助成金額を算出します。

【例：1泊目が7,000円、2泊目が11,000円の場合】

2泊目が1泊あたりの上限額9,800円を超えています。宿泊費合計が18,000円で2泊の上限19,600円（9,800円×2泊）を下回るため、18,000円が助成金額となります。

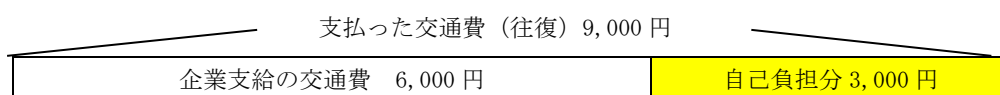
Q10：移動と宿泊がセットになっている旅行商品の購入費も対象となるか？

A10：対象となります。ただし、原則として交通費と宿泊費の区分ができ、交通費として往復分であれば6,000円分（片道分であれば3,000円分）を超えているものは対象とします。交通費と宿泊費の区分ができない場合は、領収書の額面金額から宿泊料上限額（9,800円×日数）を除いた金額を交通費とみなします。

Q11：企業から交通費等の支給を受けた場合は？

A11：支払額から支給額を差し引いた自己負担分が助成対象となります。

【例：助成対象者が往復の交通費を9,000円支払い、企業から6,000円の支給があった場合】
自己負担分の3,000円を助成します。



Q12：所属大学や国・県・市町村から同趣旨の助成を受けている場合は対象となるか？

A12：企業から支給を受けている場合と同様、支払額から助成額を差し引いた自己負担分が助成対象となります。

Q13：旅行キャンペーンやクーポンなどでの割引の取り扱いはどうなるか？

A13：実際に支払った交通費及び宿泊費が助成対象経費となりますので、割引後の金額をもとに助成金を算出します。

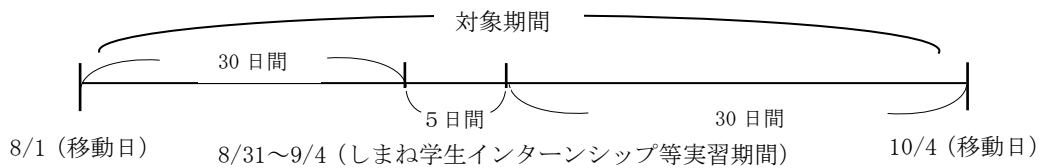
Q14：県外の居住地から島根県内の実家に移動し、実家を拠点として複数企業のしまね学生インターンシップ等に参加した場合、実家と企業を往復した際の交通費は対象となるか？

A14：実家を拠点としてしまね学生インターンシップ等を行った場合、実家を経由して最初に実習する企業までの交通費は対象となりますが、それ以外の企業で実習するための交通費は対象外となります。

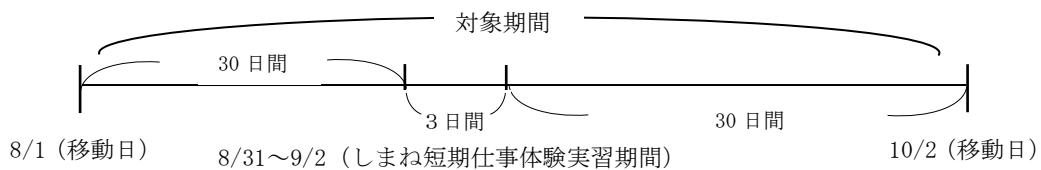
なお、しまね学生インターンシップ等の実習開始日から起算して30日前の日から、しまね

学生インターンシップ等の実習終了日から起算して 30 日後の日までの移動に係るものを対象とします。

【例】「しまね学生インターンシップ」の場合



【例】「しまね短期仕事体験」の場合



Q15：パッケージ型のプログラムに参加し、複数企業を訪問した場合の交付申請書の「事業所証明欄」はどうしたらよいか？

A15：パッケージ型のプログラムに参加した場合の「事業所証明欄」は、記入不要です（ジョブカフェしまねで記入等します）。

Q16：パッケージ型のプログラムで、2社以上訪問した場合の交通費助成はどうか？

A16：居住地から1社目までの往路、最終実習地から居住地までの復路が交通費助成の対象となります。

実習期間中の滞在地（実家・ホテル等）から実習地までの日々の交通費は対象となりません。

■申請・提出書類について

Q1：申請の手順は？

A1：「しまね登録」の登録後、「しまね学生インターンシップ」「しまね短期仕事体験」助成金制度仮申請ページから仮申請の入力を行ってください。その後、しまね学生インターンシップ等に参加した際に、事前にダウンロードした申請書の【事業所証明欄】に記入してもらい、必要書類を添付し、しまね学生インターンシップ等を行った日から起算して30日を経過した日またはしまね学生インターンシップ等を行った日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までの必着でジョブカフェしまね浜田ランチに郵送またはメールで提出してください。

Q2：申請書はどこで入手可能か？

A2：ジョブカフェしまねサイトからダウンロードしてください。申請の際には、同サイトに掲載されている交付要綱、よくある質問集及び交付申請書記載例をよく確認してください。

Q3：振込口座は親名義のものでもよいか？

A3：助成金を振り込むための口座は、必ず本人名義のものとなります。

なお、助成金の振り込みを確実にを行うため、助成金振込先の口座通帳（一枚目）又はキャッ

シュカードのコピーを添付してください。

Q4：交通費や宿泊費を支払ったことを証明できる書類は？

A4：以下の書類が証明書類となります。

- ・交通費や宿泊費を支払った際の領収書、クレジットカードの明細（クレジットカードの明細の場合は内訳がわかる書類を添付してください。）
- ・ICカード（Suica、Pasmo 等）の利用履歴を印刷したもの
- ・切符（金額の印字があるもの）
- ・移動と宿泊がセットになっている旅行商品の場合は、原則として交通費と宿泊費の区分がわかるもの

※領収書の宛名は申請者本人のものとしてください。その他の書類も申請者本人のものとして判断できるものに限りません。

※領収書は原則として原本を提出していただきますが、企業へ提出する必要がある等やむを得ない場合は写しでも可とします。オンライン決済に関しては、その画面を印刷したもので可とします。

Q5：領収書等の証明書類がない場合でも申請可能か？

A5：領収書等がない場合、支出した金額の確認ができないため、申請を受け付けることができません。領収書等は大切に保管しておいてください。

Q6：申請書の移動経路記載部分について、経路検索サイトで検索したもの等を印刷・添付して提出してもよいのか？

A6：移動経路が確認でき、実際の経路と齟齬がないのであれば、その方法でも構いません。ただし、支払いを証明する書類としては取り扱いできませんのでご注意ください。

Q7：実習先企業から証明をもらい忘れた場合、申請は不可能か？

A7：申請者本人が企業でしまね学生インターンシップ等を実施したことが証明できる書類等を添付をすることで申請可能とします。なお、企業のパンフレット等は代替書類となりません。

Q8：しまね学生インターンシップ等で県外居住地と県内を複数回往復したが、まとめた申請は可能か？

A8：まとめた申請は可能ですが、1往復につき1枚の申請書が必要です。ただし、助成金額の上限額は対象期間内 60,000 円となります。また、提出期限を過ぎた後の申請については助成できませんのでご注意ください。

Q9：仮申請を忘れていましたが申請は可能か？

A9：原則としては事前申請ですが、事後の場合は速やかに「しまね学生インターンシップ」「しまね短期仕事体験」助成金制度仮申請ページから仮申請をした上で、申請書を提出してください。

Q10：申請書類の提出締切日はいつまでか？

A10：しまね学生インターンシップ等の実習最終日から起算して 30 日を経過した日又はしまね学生インターンシップ等の実習最終日の属する年度の翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までにジョブカフェしまね浜田ランチに必着で申請してください。提出期限を過ぎた後の申請については助成できませんのでご注意ください。

【例】

| | しまね学生インターンシップ等の 実習最終日 | 提出締切日※ |
|----|--------------------------|--------|
| 例1 | 9月30日 | 10月30日 |
| 例2 | 3月11日～3月31日 | 4月10日 |

※提出締切日が土、日または祝日の場合は、直前の営業日が締切日となります。

【交付申請書の提出先】

郵送での提出の場合

〒697-0034

島根県浜田市相生町 1391-8 シティパーク浜田 2階 いわみぷらっと内

ジョブカフェしまね 浜田ブランチ しまね学生インターンシップ等応援助成金担当 あて
(開所日:月～金曜 9:30～18:00 /土・日・祝日・年末年始お休み)

メールでの提出の場合

Mail: syuukatsuouen@teiju.or.jp